

マンションみらい設計® 通信

2021年(令和3年)11月25日
第00081号(隔月発行)

編集／発行者：マンションみらい設計®
住所：兵庫県西宮市段上町5丁目2-31-501
電話：0798-53-0139
URL: <https://www.miraisekei.com>

出展：住宅金融支援機構ホームページの「マンションライフサイクルシミュレーション」の参考資料「キャッシュフロー表の見方」より

構は10月28日、住宅金融支援機ウェブ上で平均的な大規模修繕工事費用や今後40年の修繕積立金などを試算できる「マンションライフサイン

クルシミュレー・ション、長期修繕ナビ、「一部改修」た、と発表した。

で、シミュレーションで使用する工事固定期を一部見直したほか、試算結果画面に専有面積当たりの修繕積立金月額を表示するようにした。ガイドラインでは

長期修繕 ナビ

一部機能を改良

計画の内容・積立金のチェック方法の一つとして、同システム利用

を挙げている。
ほかでは、これま
で PDF ファイル
だつた試算結果の
「キヤツシユフロ
ー表」をエクセルフ
айлでもダウン
ロードできるよう
にした。シミュレー
ション結果から大
規模修繕工事の時
期を調整する、とい
った数値の加工・変
更ができ、より実態
にあつた比較が可
能になつた。
工事周期は、鉄
部塗装等は 4 年か
ら 6 年、電灯設備、
給・排水設備（管
更生・設備補修）
は 15 年から 20
年に見直し。給・
排水設備（管交換）
は 30 年から 3
0 年、35 年、4
0 年、「取り換えな
し」の中で選択で

また「1～100戸」だったシミュレーションの想定戸数規模を「1～300戸」に拡張した。

**淀川区の
マンション 今年6月に取得**

ユーデーコンサルタンツ（本社大阪）は10月26日、コンサルタントをしている大阪市淀川区の「新大阪コーヒー・ビル」（築49年、143戸+事務所）の管理組合法人がマンション建替え円滑化法に基づく敷地売却事業に向け買受人予定者の公募を行うと発表した。

同社によれば、管
理組合は昨年6月に
敷地売却の推進決議
を可決。今年6月1
7日に大阪市内では
第1号となる同法に
基づく要除却認定を
取得した。
買受人予定者の決
定は来年3月ごろを
想定している。敷地
売却決議の時期につ
いては、応募する事
業協力者にスケジュ
ールなどを提出して
もらい検討する。市
の買受計画の認定を

経て「見立てで
2023年春ごろに売却決議ができ
れば」(同社)と述べる。新大阪コープ二
ス・八光ビルは、1972年竣工。1~3階が事務所、4~11階が住宅で、住戸の専有面積はおおむね22~42平方メートル。既存不適格で「建て替えが難しい」(同社)ため、敷地売却を検討している。

応募形態・資格は
企業単独または複数の
企業の共同体で大阪市内に本社・支店か営業所があり、
建て替えや敷地売却等の実績がある
宅地建物取引業の免許を持つ事業者。

变 更 点

- #### ・別表2 「保守点検事業者の選定に当たって留意すべき事項のチェックリスト」

保守点検事業概要の確認内容「保守点検従事有資格者の人数」で、協力会社に在籍する作業員を有資格者として従事させる場合、「協力会社の資格取得者数とその資格名を示してもよい」としていた規定を「協力会社の資格取得者数とその資格名を示すこと」に変更

参考確認に「『機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針』を承知している」を追加

- ・別表3「保守点検契約に盛り込むべき事項のチェックリスト」

点検項目3 制御・操作盤関係の⑥～⑨を見直し。新たに⑥「シーケンサー（PLC）のエラー表示（自己診断機能）の確認、電圧の測定・バッテリーの使用期限の確認をする」を設け、旧⑥「PLCの機能を点検する」を「⑦PLCで設定したプログラムに従い作動しているか機能を点検」に変更。旧⑦「インバーターの機能を点検する」を「⑧装置の作動において、加減速および停止の状態からインバーターの機能を点検する」に変更。⑨として「インバーターのエラー表示の確認（自己診断機能）、電圧の測定・冷却ファンの作動状態の点検をする」を新設。旧⑨の「冷却ファンの作動点検」に換気ファンを追加し、⑪とした。

点検項目4 駆動装置関係「1 電動装置 b ブレーキ装置」に「④ギャップと、ライニングの摩耗を点検する」を追加。 d 減速装置「②異常音、異常振動の有無を点検」に「異常発熱の有無を点検」を追加

点検項目5 昇降搬送装置関係の「1 昇降搬送装置d ワイヤロープ」、点検項目12 可動床装置関係の「1 可動床装置c ワイヤロープ」、点検項目13 扉関係の「1 扉c ワイヤロープ」に、「ワイヤロープの稼働年数・稼働回数・運転時間のいずれもが基準内か確認をする」を、それぞれ追加

国土交通省は9月、鉤一を一部見直しの選定に際して留意する。

「昇降搬送装置・可動床装

転年数・回数、運
か確認する項目を
新設している。

今回の見直しは
今年2月、消費者庁
の消費者安全委員
会が消費者安全法

に基づき国交相に
具申しした意見を受
けたものだ。

国土交通省は9月30日、2018年に作成した「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」を一部見直した、と発表した。指針に示す「標準保守点検項目」の点検内容、保守点検事業者の選定に際して留意すべき事項の「チェックリスト」の確認内容などについて追加・変更を行つて

機械式駐車設備

「維持管理指針」見直し

国交省

点検には、「エマリ表」示の確認、電圧の測定などを行うようにした。

「保守点検業者の選定に当たつて留意すべき事項のチェックリスト」は、協力会社の社員を有資格者として従事させる場合、「協力会社の資格取得者数とその資格名を示すこと」とした。

「参考確認」として「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」を承知している」を、チェックリストに追加した。(マンション管理新聞 1184号)

想定される装置」には「機器等の劣化状況を示し、交換を促進できるような点検項目に見直すべき」と指摘。具体例として、電動装置のブレーキ機能について「当該機構部品への直接的な点検を追加する」、制御装置のシーケンサ・インバータの機能点検について、「点検項目を明示すること」としていた。

この指摘を受け、ブレーキ装置は「ギヤップとライニングの摩耗を点検する」

編集後記

大阪市淀川区で初の要除却認定。今後、要除却認定は、進むと思われます。

マンションみらい設計®（一級建築士事務所）においては、運用可能な事務所とするため、要除却認定資格者となるための手続きを進めております。

要除却認定マンションとなったことによるメリットも多く、補助金制度の確立、容積率緩和などを創設され、建替えのハードルを容易にする準備は、進められています。